

四日市市告示第492号

四日市市病児保育事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和3年9月30日

四日市市長 森 智 広

四日市市病児保育事業実施要綱の一部を改正する要綱

四日市市病児保育事業実施要綱（平成31年四日市市告示第225号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用登録)</p> <p>第13条 病児保育事業の利用を希望する者(以下「利用希望者」という。)は、あらかじめ<u>四日市市病児保育予約受付システム(以下「システム」という。)</u>に登録しなければならない。</p> <p>2 <u>利用希望者は、登録内容に変更が生じたときは、速やかにその内容を変更しなければならない。</u></p>	<p>(利用登録)</p> <p>第13条 病児保育事業の利用を希望する者(以下「利用希望者」という。)は、あらかじめ<u>四日市市病児保育サービス利用登録申出書(第1号様式。以下「申出書」という。)</u>を施設管理者に提出し、登録しなければならない。</p> <p>2 <u>施設管理者は、前項の規定による申出書を受理した場合は、その内容を審査し、第4条に定める条件の有無を確認のうえ、利用希望者に対し利用方法を案内するものとする。</u></p> <p>3 <u>利用希望者は、登録内容に変更が生じたときは、速やかにその内容を届け出なければならない。</u></p>

(利用申請)

第 1 4 条 前条第 1 項の規定により登録をした利用希望者が、この事業を利用しようとするときは、システムから利用を希望する病児保育室の予約等の手続きを行わなければならない。

2 施設管理者は、前項の規定による予約を確認した場合は、その内容を審査し、第 4 条に定める条件の有無を確認のうえ、利用希望者に対し利用方法を案内

(利用申請)

第 1 4 条 前条第 1 項の規定により登録をした利用希望者は、この事業を利用しようとするときは、指導医の診察を受けたうえで、四日市市病児保育サービス利用申込書(第 2 号様式。以下「申込書」という。)及び保護者連絡票(第 3 号様式)を施設管理者に提出しなければならない。

2 利用希望者は、利用の前日までに病児保育室に利用対象児童の症状を告げ、利用の予約を行ってもよいものとする。ただし、利用定員の超過やその他の理由により病児保育室を利用日に利用することができないことが明らかなる場合は、施設管理者は、当該利用の予約を拒否することができる。

3 第 1 項の指導医の診察にかかる費用は、利用希望者の負担とする。

<p>するものとする。</p> <p>3 <u>利用希望者は、病児保育室を利用するにあたり、指導医の診察を受けなければならない。この場合において、診察にかかる費用は、利用希望者の負担とする。</u></p> <p>(利用の決定)</p> <p><u>第15条 施設管理者は、利用希望者が病児保育室の利用が必要と判断した場合は、受け入れを行うものとする。ただし、利用定員の超過その他の理由により病児保育室を利用することができない場合は、当該利用を拒むことができる。</u></p> <p>(報告義務)</p> <p><u>第18条 施設管理者は、事業の実施状況を毎月書面により市長に報告しなければならない。</u></p>	<p>(利用の決定)</p> <p><u>第15条 施設管理者は、前条第1項の規定による申込書を受理した場合は、病児保育室利用のお知らせ(4号様式)を交付するものとする。</u></p> <p>(報告義務)</p> <p><u>第18条 施設管理者は事業の実施状況を毎月書面により市長に報告しなければならない。</u></p>
--	---

第1号様式から第4号様式までを削る。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日より施行する。

(こども未来部こども未来課)